

ファミリー・サポート・センター提供会員募集

ファミリー・サポート・センターとは、地域において「子育ての手助けをしてほしい方（依頼会員）」と「子育てのお手伝いができる方（提供会員）」が会員となって、助け合う会員組織です。

町では、平成24年10月のファミリー・サポート・センター事業開始に向けて準備中であり、現在、提供会員の募集をしています。

会員になるための条件や具体的な援助内容は次のとおりです。

【提供会員(子育てのお手伝いができる方)の条件】

・ 町内に居住している20歳以上の方で、心身ともに健康で、原則として自宅での子どもの預かりができる方。(申し込み後にセンターが必要とする講習を受けられる方)

【提供会員による具体的な援助内容】

- ・ 保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどの保育施設等の保育開始前や保育終了後に、子どもを預かること。
- ・ 保育施設等までの送迎を行うこと。 ・ 学童保育終了後、子どもを預かること。
- ・ 学校の放課後、子どもを預かること。 ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かること。

【提供会員報酬基準額】

月曜日から金曜日の午前7時から午後7時まで	1時間あたり700円
土・日・祝日及び年末年始並びに上記以外の時間帯	1時間あたり800円
交通費	1回あたり200円
送迎に公共交通機関、タクシーを使用した場合	実費
食事(ミルクを含む)の提供をした場合	実費

※上記の報酬は、依頼会員から提供会員に直接支払われます。

▼申込み方法=提供会員として入会を希望される方は、入会申込書の提出が必要になりますので、お電話でお問い合わせの上、町役場1階福祉課児童福祉係までお越しください。詳しいご説明をいたします。

- ・ 必要なもの…印かん、会員証用写真2枚(縦4cm×横3cm)

※自家用車で送迎を行う場合は運転免許証・車検証・自動車保険(自賠責・任意)証の各写し

▼補償保険=会員になると、自動的にファミリー・サポート・センター補償保険に加入します。
保険料は町が負担します。

▼問い合わせ先=福祉課 児童福祉係 ☎(56)9130

国民健康保険の高齢受給者証が新しくなります

70歳から74歳の方で、国民健康保険に加入されている方の高齢受給者証が新しくなります。新しい高齢受給者証は、7月末に郵送しますので、古い受給者証は不正に使用されないためにも、各自で破棄していただくか、保険課窓口まで届けてください。

なお、高齢者医療制度の見直しに伴い、負担割合の引き上げが凍結されましたので、平成24年8月1日から平成25年3月31日までの期間は、自己負担額が1割に据え置かれます。(現役並み所得のある人で、3割負担の方は除きます)

▼問い合わせ先=保険課 国保係 ☎(56)9134

国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証

入院の窓口負担額が月単位で一定の限度額にとどめられる限度額適用認定証と、入院時の食事代や生活療養費が減額される標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯のみ)は、平成24年7月31日で有効期限が切れます。必要な方は平成24年8月以降に保険課窓口にて申請をしてください。

- 申請のあった月の初日より適用されます。
- 要件…保険税の滞納がないこと。
- 申請に必要なもの…被保険者証、印かん

▼問い合わせ先=保険課 国保係 ☎(56)9134

人間ドックの費用を一部助成します

国民健康保険では、国保に加入している方の健康保持と病気予防のために人間ドック費用の一部助成を行っております。一度、あなたの健康をチェックしてみましょう！

助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 町国民健康保険被保険者で平成24年度において満30歳以上70歳未満（昭和18年4月2日から昭和58年4月1日生まれ）である方 ● 保険税に滞納がない方 ● 特定健診を受けていない方 ● 同一年度内に人間ドックか脳ドックのどちらか1つを助成しますので選んで受診してください。
健診機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 石橋総合病院 ● 自治医科大学健診センター ● 栃木県済生会宇都宮病院健診センター ● 宇都宮記念病院総合健診センター ほか <p>※上記4つの健診機関については役場保険課で健診の予約手続きができます。 ※上記以外の病院等で健診を受ける場合は事前に自分で健診日を予約の上、健診を受ける前に保険課窓口で助成申請手続きをお願いします。</p>
コースと助成金額	<p>★1日コース ➡ 26,000円以内 （自治医科大学健診センターのみ35,000円）</p> <p>★1泊2日コース ➡ 43,000円以内</p> <p>※助成金額は、基本健診（税抜価格）の7割分、または上記助成金額のいずれか低い額（1,000円未満切捨て）を助成します。なお、オプションは自己負担となります。</p>

▼申し込み方法=保険証と認印を持参のうえ、保険課国保係までお越しください。

▼問い合わせ先=保険課 国保係 ☎(56)9134

国民年金

「保険料免除制度」をご利用ください

前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによって承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

国民年金保険料の一部を免除する一部納付制度の適用を受けると、納付すべき一部保険料を納付されない場合、免除の期間とはならず未納期間となります。未納期間があると障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取る事ができなくなる場合があります。

	所得基準	月々の保険料	保険料を全額納付した場合と比較した年金額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1/2
1/4納付	78万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	3,750円	5/8
半額納付	118万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	7,490円	6/8
3/4納付	158万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	11,240円	7/8

- 合がありますので、ご注意ください。
- ▼受付 7月2日(月)
- ▼免除承認期間 平成24年7月～平成25年6月分
- ▼必要なもの
 - ・印かん
 - ・代理申請の場合は運転免許証など本人確認のできるもの
 - ・離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証
- **全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた方**
- 国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が不要になります。
- ※失業を理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、もしくは一部免除申請の場合は、毎年の申請が必要になりますので、ご注意ください。
- ▼問い合わせ先
 - 保険課 高齢者年金係 ☎(56)9129
 - 宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4222